

令和2年度地域包括支援センター業務評価の結果(集計表)

資料2-4
令和3年度 第1回
新潟市介護保険事業等運営委員会

I 評価結果

【総合評点】700点満点（センター自己評価点数×3）＋（市評価点数×7）
 【評価基準】5：かなり上回る 4：やや上回る 3：標準 2：やや下回る 1：かなり下回る
 * 各項目下段網掛け部分…前年度業務評価結果

区		北区			東区			中央区					江南区			秋葉区			南区			西区				西蒲区				平均			
NO		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		29		
地域包括支援センター名		阿賀北	くずつか	上土地亀	山の下	藤見・下山	木戸・大形	石山	関屋・白新	ふなえ	宮浦東新潟	鳥屋野・上山	山潟	大江山・横越	かめだ	曾野木両川	にいつ日宝町	新津	こすど	しろね北	しろね南	あじかた	小新・小針	坂井輪	黒崎	赤塚	西川	中之口・潟東	巻	岩室			
総合評価 (点数/700)	R2	630	690	670	680	657	680	667	660	690	680	640	660	660	670	680	700	683	-	-	690	680	700	677	683	697	630	650	596	646	668		
	R1	630	650	680	690	697	687	690	680	690	670	667	690	650	690	680	700	693	624	700	660	670	647	650	680	697	680	636	676	643	672		
センター自己評価 (点数/70)	R2	63	69	67	68	65	68	66	66	69	68	64	66	66	67	68	70	69	-	-	69	68	70	67	69	69	63	65	61	66	67		
	R1	63	65	68	69	69	68	69	68	69	67	66	69	65	69	68	70	70	-	-	66	67	64	65	68	69	68	65	69	65	67		
市評価	点数/70	R2	63	69	67	68	66	68	67	66	69	68	64	66	66	67	68	70	68	-	-	69	68	70	68	68	70	63	65	59	64	67	
		R1	63	65	68	69	70	69	69	68	69	67	67	69	65	69	68	70	69	-	-	66	67	65	65	68	70	68	63	67	64	67	
	小項目評価段階の分布	5	R2	10	13	11	12	13	12	12	10	13	12	11	10	11	11	12	14	12	-	-	13	12	14	12	12	14	9	10	9	10	(計) 314 (83.1%)
			R1	9	11	12	13	14	13	13	12	13	12	12	13	12	13	12	14	13	-	-	13	11	12	11	12	14	12	11	12	10	353 (87.0%)
		4	R2	3	1	3	2		2	1	4	1	2	2	4	2	3	2		2	-	-	1	1		2	2	4	3	1	2	(計) 51 (13.5%)	
			R1	4	2	2	1		1	1	2	1	1	1	1	1	1	2		1	-	-		3	1	2	2	2	1	1	3	41 (10.1%)	
		3	R2							1																				1	3	2	(計) 8 (2.1%)
			R1										1	1																1	1		3 (0.7%)
		2	R2																										1				(計) 1 (0.3%)
			R1	1	1																					1						1	4 (1.0%)
	(項目の詳細はII項目評価結果に記載)	1	R2	1				1						1																1		(計) 4 (1.1%)	
			R1												1										1				1				5 (1.2%)
	平均	R2	4.5	4.9	4.8	4.9	4.7	4.9	4.8	4.7	4.9	4.9	4.6	4.7	4.7	4.8	4.9	5.0	4.9	-	-	4.9	4.9	5.0	4.9	4.9	5.0	4.5	4.6	4.2	4.6	4.8	
		R1	4.5	4.6	4.9	4.9	5.0	4.9	4.9	4.9	4.9	4.8	4.8	4.9	4.6	4.9	4.9	5.0	4.9	-	-	4.7	4.8	4.6	4.6	4.9	5.0	4.9	4.5	4.8	4.6	4.8	

* 原則、契約を更新しない基準：【点数】420点未満（満点700点×6割）、【項目数】「1が3項目以上」または「2が7項目以上」
 * No.18地域包括支援センターこすど及びNo.19地域包括支援センターしろね北は令和3年4月1日に業務受託法人を変更したため、昨年度の業務評価は実施していません。
 R1総合評価以外の平均点はこの2センターを除いて計算しています。

II 項目別評価結果

※評価基準:「5」かなり上回る 「4」やや上回る 「3」標準 「2」やや下回る 「1」かなり下回る

下段はR1年度

大項目	中項目	目標項目(小項目)	評価の基準	説明	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	平均				
					阿賀北	くずつか	上土地亀	山の下	藤見・下山	木戸・大形	石山	関屋・白新	ふなえ	宮浦東新潟	鳥屋野・上山	山湯	大江山・横越	かめだ	曾野木両川	にいつ日宝町	新津	こすど	しろね北	しろね南	あじかた	小新・小針	坂井輪	黒崎	赤塚	西川	中之口・潟東	巻	岩室					
I 運営体制	1. 地域包括支援センター業務推進体制	1) 地域包括支援センターの職員が適切に配置されている。	機能強化職員を含め、職員が適切に配置されている=「5」	職員が基準どおりに配置されているか。 (※0.5配置分及び機能強化職員2人目は含まない) 《「5」以外の基準》 「2」=職員が不足している期間が1か月以上ある 「1」=職員が不足している期間が3か月以上ある	1	5	5	5	1	5	5	5	5	5	1	5	5	5	5	5	5	-	-	5	5	5	5	5	5	2	5	1	5	4.3				
				市が示した以下の5項目を含んだ内容で作成されているか。 《「3」以外の基準》 「4」=計画した事業及び5項目の目標と重点目標に対する達成状況が明記されている 「5」=5項目の目標と重点目標において課題、今後の取り組み方針等に言及している 「2」=5項目のうち1項目について内容が不十分である 「1」=5項目のうち2項目について内容が不十分である	2	2	5	5	5	5	5	5	5	5	5	1	5	5	5	5	5	-	-	1	5	1	2	5	5	5	5	1	5	2	4.0			
		2) 令和元年度地域包括支援センターの「事業報告」が適切に作成されている。	市が示した内容に沿って、事業報告が作成されている=「3」	市が示した5項目(上記小項目2)と同様)を含んだ内容で作成されているか。 《「3」以外の基準》 「4」=実施する活動及び5項目の目標と重点目標を設定している 「5」=5項目の目標と重点目標に加え、活動内容が具体的である 「2」=5項目中、1項目について内容が不十分である 「1」=5項目中、2項目について内容が不十分である	1.総合相談支援業務 ①ワンストップサービスの拠点 ②継続的・専門的相談支援 ③出張相談 ④高齢者の実態把握、ニーズの把握	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	-	-	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5.0		
					2.権利擁護業務 ①権利擁護等の活用支援、啓発 ②高齢者虐待への対応、啓発	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	-	-	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5.0	
					3.包括的・継続的ケアマネジメント業務 ①包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備 ②個別ケアマネジメント支援 ③居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	-	-	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5.0
					4.介護予防ケアマネジメント業務 ①介護予防の普及・啓発のための取り組み ②介護予防ケアマネジメントの一連の過程が適切に行われる体制の構築	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	-	-	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5.0
	3) 令和元年度地域包括支援センターの「事業計画」が適切に作成されている。	市が示した内容に沿って、事業計画が作成されている=「3」	市が示した5項目(上記小項目2)と同様)を含んだ内容で作成されているか。 《「3」以外の基準》 「4」=実施する活動及び5項目の目標と重点目標を設定している 「5」=5項目の目標と重点目標に加え、活動内容が具体的である 「2」=5項目中、1項目について内容が不十分である 「1」=5項目中、2項目について内容が不十分である	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	-	-	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5.0			
				5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	-	-	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5.0		
	4) 職員間の連携が適切に行われている。	相談記録等のファイル保管場所が明確で、情報共有が適切にできている=「3」	担当者以外が分からない状況ではなく、職員間で情報を共有できる状態となっているか。 《「3」以外の基準》 「4」=支援・対応での情報共有・連携を図るための取り組みをしている。(定期カンファレンス、随時カンファレンス、朝ミーティングなど取り組み内容を自己評価の特記欄に記載すること) 「5」=支援・対応での連携を図るため、「4」に加えてケースの課題を整理し、課題に合わせた専門職の対応の検討を行った内容と支援結果を記録している。(統一した様式を使用。取り組み内容を自己評価の特記欄に記載すること) 「2」=書類保管場所は明確だが、様式が不統一や書類が不足する等不適切な状態がある。 「1」=担当者だけで書類も内容も抱え込んでおり、他の職員が分からない状態である	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	-	-	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5.0			
				5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	-	-	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5.0	
				5	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	-	-	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5.0	

大項目	中項目	目標項目(小項目)	評価の基準	説明	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	平均				
					阿賀北	くずつか	上土地亀	山の下の	藤見・下山	木戸・大形	石山	関屋・白新	ふなえ	宮浦東新潟	鳥屋野・上山	山湯	大江山・横越	かめた	曾野木両川	にいつ日宝町	新津	こすど	しろね北	しろね南	あじかた	小新・小針	坂井輪	黒崎	赤塚	西川	中之口・潟東	巻	岩室					
I 運営体制	1 地域包括支援センター業務推進体制	5) 個人情報の取り扱いを適切に行っている。	個人情報保護に関する事項7項目のうち、4項目を実施している。=「3」	<p>個人情報の取扱いについて、以下の要素をみる。</p> <p>①個人情報保護に関するマニュアルを整備し、個人情報の適切な取り扱いについて全職員が理解している。</p> <p>②個人情報に関する研修を年1回以上実施している。</p> <p>③関係機関と個人情報をやりとりする必要がある場合は、あらかじめ利用者に説明し、書面で同意を得ている。</p> <p>④個人情報の外部持ち出しに関する手順を定め実行している。</p> <p>⑤個人情報は施錠できる場所に保管している。</p> <p>⑥相談・面談室のプライバシーが確保されている。</p> <p>⑦業務支援システムのID・パスワードを適切に管理している。</p> <p>≪「3」以外の基準≫ 「4」=5項目以上実施している 「5」=7項目を実施している 「2」=3項目の実施である 「1」=2項目以下の実施である</p>	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	-	-	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5.0		
					5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	-	-	5	5	5	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5.0
					5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	-	-	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
II 総合相談支援業務	2 総合相談支援業務体制	7) ワンストップサービスの拠点としての役割を適切に実施している。	8項目のうち、5項目を実施できている。=「3」	<p>周知、実態把握、ネットワーク活用、高齢者本人や家族、関係者からの相談への対応として以下の要素をみる。</p> <p>①民生委員や介護支援専門員、医療機関等へ継続した地域包括支援センターのPRを実施している。(同じ対象に年2回以上)</p> <p>②高齢者が参加する場での継続したPRを実施している。(年2回以上)</p> <p>③支援を要する高齢者を見出すために地域の課題を分析し、個別訪問の実施を事業計画に位置付けて実施している。</p> <p>④支援を要する高齢者の情報の把握を行っている。(地域の茶の間等高齢者の集まる場への参加、近隣住民や支援関係機関(高齢、障がい、子育て、地域福祉等)からの情報把握、民生委員との情報共有等)</p> <p>⑤支援関係機関(高齢、障がい、子育て、地域福祉等)、団体の把握ができています。(社会資源マップ、一覧等が作成され、情報提供が可能である)</p> <p>⑥要支援認定非該当者や事業対象者(基本チェックリスト該当者)のサービス未利用者の情報、市から提供された名簿等を活用して実態把握を行っている。</p> <p>⑦地区ごとの相談件数や、経路、種別の傾向を把握、分析し、地域包括支援センターの周知やネットワーク構築が必要な人、機関の検討を行っている。</p> <p>⑧⑦で行った分析・検討した結果を事業報告と事業計画に反映している。</p> <p>≪「3」以外の基準≫ 「4」=6項目以上実施している 「5」=8項目を実施している 「2」=4項目の実施である 「1」=3項目以下の実施である</p>	5	5	5	4	5	5	5	4	5	4	5	5	5	5	5	5	-	-	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4.8		
					5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	-	-	5	4	5	4	5	5	4	5	5	5	4	4	4.8	
					5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	-	-	5	4	5	4	5	5	4	5	5	5	4	4	4.8	

大項目	中項目	目標項目(小項目)	評価の基準	説明	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	平均			
					阿賀北	くずつか	上土地亀	山の下の	藤見・下山	木戸・大形	石山	関屋・白新	ふなえ	宮浦東新潟	鳥屋野・上山	山湯	大江山・横越	かめだ	曾野木両川	にいつ日宝町	新津	こすど	しろね北	しろね南	あじかた	小新・小針	坂井輪	黒崎	赤塚	西川	中之口・潟東	巻	岩室				
		8) 継続的・専門的相談支援を適切に行っている。	相談者の本人や介護を行う家族等を含めて状況把握を行い、個々の支援方針・支援内容を検討し適切なサービスや制度について評価し、今後の課題や支援方針について記録されている。	本人や介護を行う家族等を含めて状況把握を行い、個々の支援方針・支援内容を検討し適切なサービスや制度について評価し、今後の課題や支援方針について記録されている。 ※個別ケア会議の対象となつたケースや、サービス未利用のケース等(介護予防支援・介護予防ケアマネジメント・虐待以外のケース)を対象とする。 「3」以外の基準 「4」=継続的支援を実施する中で、実施した支援について評価し、今後の課題や支援方針について記録されている。 「5」=「4」に加えて地域の他機関や住民の支援等の必要性が併せて検討されている。 「2」=支援内容の記録はあっても、把握した情報からの課題、判断等のアセスメントの記録がない。 「1」=支援内容、課題、判断の全ての記録がない。	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5.0	
					5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5.0	
Ⅲ	3	9) 権利擁護に関する啓発を適切に行っている。	権利擁護に関する事項(①高齢者虐待防止、②成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用、③消費者被害防止)について、既存のリーフレットやマニュアルを使用して地域で啓発を実施していることを見る。	権利擁護に関する事項(①高齢者虐待防止、②成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用、③消費者被害防止)について、既存のリーフレットやマニュアルを使用して地域で啓発を実施していることを見る。 「3」以外の基準 「4」=権利擁護に関する啓発のため、地域包括支援センターが自ら地域の実情や課題に基づいて企画(企画書は任意様式)、権利擁護に関する事項1・2・3の全てを実施している。 「5」=「4」に加え、権利擁護に関する周知を他機関と共催で実施している。(権利擁護に関する事項1・2・3のどれか1つ以上)※ただし他機関が主催するイベントでのチラシ配布のみの実施は含まない 「2」=権利擁護に関する事項①②③のいずれかについて、既存のリーフレットやマニュアルを使用して地域で啓発を実施している 「1」=全く実施していない	4	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	4	3	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	5	3	5	5	4.7		
					4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4.7	
		10) 高齢者虐待対応において、関係機関と連携し支援を行うための適切な体制が整っている。	5項目のうち、3項目を実施している。=「3」	高齢者虐待事例における対応について以下の要素をみる。 ※高齢者虐待事例には、高齢者虐待疑いや高齢者虐待に関する相談対応の事例も含む。 ①社会福祉士を中心として、職員間で協力して支援を実施している(必ずセンター内部で情報の共有と支援方針や方法の検討が行われ、適切な支援が実施できる体制がある) ②休日・夜間対応のための24時間連絡体制がある。 ※連絡を受けた場合の対応マニュアルが事業所内で整備されている。 ③「①②」を明確にして、必要な機関(行政含む)や市民へパンフレット等を活用し、周知している。 ④高齢者虐待対応マニュアルに基づき、対応し、高齢者虐待様式1~4を作成し、関係者や区役所に適切に提出して情報を共有している。 ⑤継続的にケースのモニタリングを実施し、終結の判断も行っている。終結後も必要がある場合には包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に移行して対応している。 ※④、⑤について、ケースがなかった場合は、「実施したこと」としてカウントする。 「3」以外の基準 「4」=4項目を実施している 「5」=5項目を実施している 「2」=2項目の実施である 「1」=1項目以下の実施である	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5.0
					5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5.0	

大項目	中項目	目標項目(小項目)	評価の基準	説明	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	平均		
					阿賀北	くずつか	上土地亀	山ノ下	藤見・下山	木戸・大形	石山	関屋・白新	ふなえ	宮浦東新潟	鳥屋野・上山	山湯	大江山・横越	かめだ	曾野木両川	にいつ日宝町	新津	こすど	しろね北	しろね南	あじかた	小新・小針	坂井輪	黒崎	赤塚	西川	中之口・潟東	巻	岩室			
IV	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	4・包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備	11) 包括的・継続的ケアマネジメントの実践を可能にするために環境整備を適切に行っている。	9項目のうち7項目該当=「3」	<p>包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備の実践として、以下の要素をみる。</p> <p>《「3」以外の基準》 「4」=8項目該当 「5」=9項目該当 「2」=6項目該当 「1」=5項目以下</p> <p>①介護支援専門員の質の向上のための勉強会や研修の実施 介護支援専門員のニーズに応じた研修を開催している。必要時、区や介護支援専門員連絡会などの活動を踏まえながら、企画開催している。</p> <p>②地域の介護支援専門員のニーズに即した検討会の開催 介護支援専門員の実践的な知識や能力を高める事例検討会、または個別ケア会議を実施している。</p> <p>③介護支援専門員同士のネットワーク構築に対する支援を実施 地域包括支援センターが介護支援専門員のすべての相談を受け止めるのではなく、圏域の介護支援専門員同士がつながり、悩みを話し合い、協力して業務を進めていくための場や機会づくりを行う又はつながるきっかけづくりを行っている。</p> <p>④地域にあるインフォーマルサービスの情報整理と随時見直し、情報提供の実施 社会資源を把握して地域毎にファイリングし、介護支援専門員が個別のケアマネジメントで活用できるように提供している。 社会資源の例： 介護保険外事業者情報、医療情報、地域の自主活動、地域行事等</p> <p>⑤民生委員と介護支援専門員の連携支援 民生委員と介護支援専門員が連携できる関係づくりのために、顔合わせの場の設定や相互の役割を周知する等を行っている。</p> <p>⑥インフォーマルサービスを含むサービス事業者等と介護支援専門員との連携支援 サービス事業者等と介護支援専門員が連携できる関係づくりのために、顔合わせの場の設定や相互の役割を周知する等を行っている。</p> <p>⑦介護支援専門員と医療機関の連携を支援、強化する取り組み 主治医、医療機関と介護支援専門員との連携を支援する場の設定、環境の整備、具体的方法の開発等を行っている。 (例:地域の医師会へ介護支援専門員の役割説明、主治医が連絡しやすい方法や時間帯の調査と介護支援専門員への情報提供、医師への連絡時の様式作成、医師会との意見交換会開催等)</p> <p>⑧入退院時の介護支援専門員と医療機関との連絡、ケース検討実施への支援 入退院する高齢者に対し継続した支援が行われるよう、介護支援専門員と医療機関との連携を支援する取り組みを行っている。(主治医との連絡や病院ワーカーとの連携、ケース検討実施支援等)</p> <p>⑨地域の主体を対象とした高齢者の自立支援・介護予防を推進するための啓発の実施 住民やサービス事業者等を対象に介護予防の取り組みの必要性や地域の介護予防を取り巻く現状などについて、勉強会や情報提供を実施している。</p>	5	5	5	5	5	5	3	4	5	5	5	4	5	5	5	5	5	-	-	5	4	5	5	5	5	5	4	3	3	3	4.5
					4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	-	-	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5.0	

